

## 介護従事者の処遇改善に関する意見書

超高齢社会を迎え、介護のニーズが高まる中で介護従事者の数も年々増加している。しかし、低賃金・重労働という介護現場の実態は介護を担う職員の確保を困難にし、高い離職率の原因となるなど深刻な人員不足を引き起こしている。介護職員の不足は介護保険制度の根幹にもかかわる重大な問題であり、その原因となる介護職員の処遇改善は喫緊の課題である。これまでも介護職員の処遇改善策は実施されてきたが、抜本的な改善に結びついていないことは厚生労働省の賃金構造基本統計調査(賃金センサス)の介護職員の賃金推移を見ても明らかである。

厚生労働省は、高齢化のピークとなる平成37年には237万人から249万人の介護職員が必要となると推計し、そのために1年当たり6.8万人から7.7万人の増員が必要としている。また、安全・安心の介護を実現するためにも介護職員の人員確保は不可欠の課題となる。

全国労働組合総連合が平成25年に実施した介護労働実態調査によると、介護従事者の平均賃金は全産業労働者の平均よりも約9万円も低い状況となっている。国は介護・障害福祉従事者処遇改善法を成立させたが、一刻も早く国の責任で介護職員の処遇を改善する必要がある。また、介護現場には介護職以外にも多くの職種の労働者が働いているが、これらの労働者の賃金も介護職と同様に低くなっており、賃金の引き上げが必要となっている。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

### 記

- 1 介護従事者の処遇を抜本的に改善すること。また、処遇改善の費用については、保険料や利用料に転嫁せず、国費で行うこと。
- 2 介護職員処遇改善加算の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大する

こと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様  
総務大臣 高 市 早 苗 様  
財務大臣 麻 生 太 郎 様  
厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 様  
衆議院議長 様  
参議院議長 山 崎 正 昭 様